

申第27号に対する窓口説明 控訴したので申し入れには応じない?! 会社は東京地裁判決に基づき申し入れに従え!

2月12日、『申第27号「東京地方裁判所の判決に対する申し入れ」』の取り扱いについて会社窓口から説明がありました。

『申第27号』は、報復処分撤回裁判において東京地方裁判所が1月23日、「減給処分を無効とする」とする原告勝訴の判決を言い渡したことについて、処分の撤回と処分による不利益の回復、本人への謝罪、さらには控訴しないことを求め、申し入れていたものです。

しかし会社は「この件について控訴したので、申第27号には応じない」と説明し、処分撤回も本人への謝罪も行わないとする傲慢な姿勢をとりました。本部は、会社が控訴したことと処分を撤回しないこと、本人への謝罪がないことに抗議しましたが、会社は『申第27号』には応じないとして頑なに不誠実な対応をとったため、対立を確認しました。

東京地方裁判所の判決に対する申し入れ

東京地方裁判所は1月23日、平成23年（ワ）第19614号「減給処分無効確認等請求事件」について、原告の主張を認め、会社が東京第二運輸所分会斉藤書記長に対して行った平成23年2月16日付け減給処分を無効とする判決を言い渡した。

会社はこの判決を重く受け止め、斉藤書記長への減給処分を直ちに撤回すると共に、本人に謝罪するべきである。

従って、下記の通り申し入れるので、誠意を持って回答すること。

記

1. 東京地方裁判所の判決を真摯に受け止め、東京第二運輸所分会斉藤書記長への減給処分を直ちに撤回し、処分による不利益を全て回復させること。

2. 不当処分を下したことを真摯に反省し、東京第二運輸所分会斉藤書記長に謝罪すること。
3. 企業としての社会的責任と反省の上に立ち、控訴は行わないこと。

以 上

会社説明

会社はこの件について控訴したので、申第27号には応じない。

主なやり取り

組合：組合は控訴しないことを申し入れた。会社はなぜ控訴したのか。

会社：控訴する権利があるので行使した。

組合：処分は撤回しないのか。

会社：控訴したのだから処分は撤回しない。

組合：処分を撤回しないことと控訴したことを本人に説明したのか。

会社：本人に説明する必要はない。

組合：本人には会社として説明するべきである。

会社：控訴の通知は、裁判所から本人に通知されるはずである。

組合：組合として、会社が控訴したことと処分を撤回しないこと、本人への謝罪がないことに抗議する。

以 上